

通所介護・介護予防通所介護事業の定員変更をお考えの方へ

これまで居宅サービスとして行っていた通所介護の一部が、平成28年4月1日から地域密着型サービスの地域密着型通所介護へ移行しました。平成28年3月31日時点で利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、平成28年4月1日から地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされています（以下「みなし指定」という）。

これに伴い、平成28年4月1日以降に利用定員を変更する際、定員変更の変更届ではなく、廃止届と新規指定申請を行っていただく場合があります。

については、新たなサービス種別の事業を開始するにあたって、人員等の基準に適合しているかを確認するため、事前協議を行っております。

なお、現行事業の廃止届や新規指定申請の手続き及び新規指定申請に係る手数料の納付が必要となることから、**当該変更には概ね3～4カ月程度必要となりますのでご注意ください。**

(1) 新規指定申請を行う必要がある定員変更（事前協議が必要です。）

- ① 地域密着型通所介護事業所が利用定員を19人以上へ変更する場合
（みなし指定を受けた事業所を含む）

地域密着型通所介護事業所 ⇒ 通所介護事業所 へサービス種別が変更となります。

- ② 利用定員19人以上の通所介護事業所が18人以下へ変更する場合

通所介護事業所 ⇒ 地域密着型通所介護事業所 へサービス種別が変更となります。

①②の場合は（2）へ

①②以外の定員変更については、事前協議の必要はありませんので、従前通り変更届を提出してください。

(2) 事前協議から指定までの流れについて

- ①地域密着型通所介護事業所 ⇒ 通所介護事業所

①の場合は【通所介護・第1号通所事業の開設をお考えの方へ】を参照してください。

(<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000416/416069/1-1.pdf>)

なお、事前協議に必要な書類については、次のとおり。

ア) 通所介護・介護予防通所介護事業計画・企画書（協議様式1-1）

イ) 建物の図面

各室の名称及び面積を記載してください。

面積の計算根拠となる寸法を記載してください。

食堂及び機能訓練室の内法をマーカー等で囲ってください。

- ②通所介護事業所 ⇒ 地域密着型通所介護事業所

②の場合は、地域密着型通所介護事業所の指定申請の流れを参照してください。

(<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000329210.html>)